

入札説明書

(一般競争入札)

契約名称

「令和8年度ふくおかの森林を考える県民シンポジウム
企画・運営業務委託」

この調達への入札参加は物品・サービス関係の競争入札参加資格
を得ている者に限られます(建設工事関係の競争入札参加資格で
は参加できません。)

令和8年10月21日

福岡県農林水産部林業振興課

入札説明書目次

入札説明書	3
入札手続きに関する補足事項	8
入札保証金等についてのお願い	9
入札参加者心得	10

入札説明書

本県が発注する「令和8年度ふくおかの森林を考える県民シンポジウム企画・運営業務委託」の契約に関し、一般競争入札(最低価格落札方式)に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)及び本件調達に係る入札公告(令和8年10月21日付け公告。以下「入札公告」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年10月21日(水)

2 競争入札に付する事項

(1)契約の名称

令和8年度ふくおかの森林を考える県民シンポジウム企画・運営業務委託

(2)契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(3)納入場所

福岡県農林水産部林業振興課または別途指示する場所

3 契約内容及び仕様等

別添「業務委託仕様書」のとおり

4 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年4月福岡県告示第244号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品・サービス関係)登載者)

5 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

入札参加申請書提出日から開札日まで、次の要件を全て満たしていること。

ア 4の入札参加資格を有し、その業種及び格付が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	06	サービス業種その他(広告宣伝)	AA・A

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22

日 13 管達第 66 号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中でない者であること。

エ 本県内に本店を有する事業者、又は、本県内に支店又は営業所等を有する中小企業であること。

オ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

6 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県農林水産部林業振興課森林再生係(行政棟 5 階北棟)

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3536(ダイヤルイン)

E-Mail sinrinsaisei@pref.fukuoka.lg.jp

※書類等を直接持参する場合は、午前9時から午後5時まで受け付ける。

7 契約条項を示す場所

6 の部局とする。

8 入札説明書の交付

令和 8 年 10 月 21 日(水)から 27 日(火)午前 11 時 00 分までの間、本県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>)よりダウンロードすること。

9 仕様等に関する質問及び回答

仕様書等について質問がある者は、別紙1「質問書」を以下により提出すること。

(1)提出期間

令和 8 年 10 月 22 日(木)から 29 日(木)まで。

(2)提出場所

6 の部局とする。

(3)提出方法

電子メールで送付の上、電話により到達確認を行うこと。

(4)回答について

期限内に提出された質問について、質問者を匿名化し、令和 8 年 10 月 30 日(金)までに本県ホームページに回答を掲載する。

10 入札説明会

入札説明会については開催しない。

11 入札参加申請書の提出

入札者は、別紙 2「入札参加申請書」を以下により提出すること。なお、裏面の担当者届も記載すること。

(1)提出期限

令和 8 年 10 月 27 日(火)午前 11 時 00 分まで。

(2)提出場所

6 の部局とする。

(3)提出方法

直接持参又は電子メールとする。

12 入札参加の確認結果の通知

入札参加の可否については令和 8 年 10 月 28 日(水)までに通知する。

13 入札書の提出

入札者は、別紙 3「入札書」を以下により提出すること。

(1)提出期限

令和 8 年 11 月 4 日(水)午前 11 時 00 分まで。

(2)提出場所

6 の部局とする。

(3)提出方法

直接持参すること。

なお、入札書は封筒に入れて密封し、封皮に朱書きにより法人の名称又は商号、開封日、契約の名称、「入札書在中」の文言を記載すること。

(4)注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、別紙 4「委任状」を提出し、入札書に代理人の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

14 開札の日時及び場所

(1)日時

令和 8 年 11 月 5 日(木)午前 10 時 00 分

(2)場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県庁入札室(行政棟5階北棟)

(3)開札方法

入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(4)落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、別に定める日時において再度入札を行う。ただし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合で、その全ての同意があれば、直ちにその場で再度入札を行う。

15 入札保証金

入札者は、見積金額(入札書に記載する入札金額総額に 100 分の 10 に相当する額を加算した額)の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1)本県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の 100 分の 5 以上の 金額を保険金額とするもの)を締結し、その証書をそれぞれに提出する場合
- (2)開札日から過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(見積金額の 2 割超)の履行(2 件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
※別紙 5「履行証明書」を活用すること。

(1)提出期限

令和 8 年 11 月 4 日(水)午前 11 時 00 分まで。

(2)提出場所

6 の部局とする。

(3)提出方法

直接持参すること。

(4)注意事項

詳細は 9 ページ「入札保証金等についてのお願い」を参照すること。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、14 の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1)入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2)法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3)同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4)所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5)入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6)入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記 15 に規定する金額に達しない入札
- (7)金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8)入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9)入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

17 落札者の決定の方法

落札者は、予定価格の範囲内で最も安価な価格をもって有効な入札を行った者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かせない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

18 契約に関する事項

(1)落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書(別紙 6)を契約締結時まで提出すること。なお、契約書に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2)契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで別紙 7「課税(免税)事業者届出書」を提出すること。

(3)契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上の金額を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(契約金額の 2 割超)を履行(2 件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

※別紙 5「履行証明書」を活用すること。

19 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

20 その他注意事項

(1)別紙 2「入札参加申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、別紙 8「入札辞退届」を提出すること。

(2)入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

入札手続きに関する補足事項

1 入札書について

- ・入札書の日付は、提出期限以前の日付としてください。
- ・〒マークの横の金額、記名がない場合は無効となります。
- ・金額の訂正も無効となりますので、数字や桁数の誤記に注意してください。

2 開札について

- ・開札には、本人又は代理人が立ち会えます。
- ・当日は、名刺を持参し、提出してください。本人又はその代理人であることを確認できない場合は開札に立ち会えないことがあります。

3 再度入札について

- ・1 回目の入札で落札者がいないとき、その場に入札者全員が立ち会っており、かつ全員の同意があれば、その場で2 回目の入札を行いますので、そのことを踏まえて準備してください。
- ・その場で全員の同意が得られない場合は、別に定める日時において2 回目の入札を行います。
- ・2 回目の入札に参加できるのは、1 回目で入札書を提出した入札者だけです。

4 本入札に関する提出書類とその提出期限

提出書類	提出期限
・入札参加申請書、担当者届 (両面印刷)	令和8年10月27日(火)午前11時
・質問書(質問がある場合)	令和8年10月29日(木)
・入札保証金(納付する場合) ・入札保証保険契約書または 履行証明書(減免する場合) ・入札書 ・委任状(該当する場合)	令和8年11月 4日(水)午前11時

入札保証金等についてのお願い

(熟読をお願いします。)

入札者は、入札保証金もしくはそれに代わる担保を以下に挙げるいずれかの方法で県に提出する必要があります。

① **入札保証金を現金で納める**(金額は見積金額の 5%以上)

「保証金等納付書(福岡県財務規則様式第 144 号)」を提出していただきますので、必要な方は事前にお申し出ください。

なお、入札保証金は、指定の納付日・納付時間内に納付してください。

② **入札保証保険に加入し、証書を提出する**(金額は見積金額の 5%以上)

保証期間は入札書提出日から 2 週間程度としてください。

③ **履行証明書を提出する**。(別紙5)

過去 2 年の間^{※1}に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約^{※2}を履行(2 件)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出してください。

なお、他の支店・営業所の履行した契約の証明書は対象外です。

※1 過去2年の間とは、契約の末日が、令和6年 11 月 5 日から令和8年 11 月 5 日の間である契約を指します。

※2 同種・同規模とは、見積金額の 20%を超える同種の契約を指します。

(例:100 万円で入札しようとする場合、見積金額が 110 万円。その 20%ということで 220,000 円を超える契約実績となります。ただし、合計ではなくそれぞれの契約実績です。具体的には 220,001 円以上の契約実績が2件分必要ということです。)

落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
①保証金納付	5%以上	10%以上
②保証保険	5%以上	10%以上
③履行証明	20%超	20%超

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充てることができます。

入札参加者心得

入札(見積)に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、業務委託仕様書、契約書案その他本入札のために本県から受領した資料をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き替えたり、撤回したりすることができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1)入札金額の記載がない、又は入札金額を訂正した入札
 - (2)法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3)同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4)所定の場所及び日時に到着しない入札
 - (5)入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
 - (6)入札保証金又はこれに代わる担保が期限までに納付されない又は定められた額に達しない入札
 - (7)金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
 - (8)入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第1回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第2回の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定(契約書の押印、取り交わし)のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 13 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。